

○阿蘇南郷檜の森づくり事業補助金交付要綱

令和3年6月11日
告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県阿蘇地域の森づくりに適し優れた性質を持つ品種「ナンゴウヒ」を地域材として生産するため、育林整備、育成技術継承、木材利用に必要な活動に関し、阿蘇南郷檜の森づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この要綱において補助金の交付対象となる事業は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨励品種普及対策事業
- (2) 優良材育成技術支援事業
- (3) 銘木市出荷促進支援事業
- (4) 銘木市木材利用推進事業

(補助事業者)

第3条 この要綱において補助金の交付対象となる者は、阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会会員及び次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認定林業事業体
- (2) 木材供給事業者認定団体

(補助率又は補助金額)

第4条 補助事業に対する補助率又は補助金額は、補助事業ごとに次の各号に定めるところによる。

- (1) ナンゴウヒ苗購入費 30円/本
- (2) 熊本県森林環境保全整備事業標準単価に規定する「枝打ち」標準単価×間接費率×事業量×査定係数150/100
- (3) 桤積料 1,100円/m³
- (4) 運搬費 2,200円/m³

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)と次に定める書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行

う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、前項により補助金の交付の決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書(様式第3号)に通知するものとする。
- 3 会長は、補助金の交付を決定する際に、その目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

(事業内容の変更及び承認)

第7条 補助事業者は、前条第2項の決定通知を受けた事業の内容について、次の各号に定める変更要件を生じたときは、補助金変更交付申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の中止
 - (2) 補助金額の増額及び20%を超える減額
 - (3) 補助事業内容の重要な部分に関する変更
- 2 会長は、前項により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適当であると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 3 会長は、前項により変更の承認をした場合において、補助事業に要する経費に変更を生じるときは補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業に要する経費に変更を生じないときは計画変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第7号)と次に定める書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査及び現地確認検査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第11条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容又は、これに付された条件に違反したときは、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消し又は、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(補助金の交付条件)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、申請書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(他の交付金との併用)

第13条 補助事業者は、他の交付金と併用する場合は、この補助金とその他の交付金を明確に区分しなければならない。

(森林所有者の協力)

第14条 この補助金の交付を受けた森林所有者は、施工後も引き続き森林経営を行うことに努めるものとする。

2 この補助金の交付を受けた森林所有者は、この補助事業に関する広報活動に協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度4月1日から適用する。